

合併趣意書

このたび、大垣信用金庫と西濃信用金庫の両信用金庫は、平成28年1月を目処として対等の立場で合併することで合意いたしました。

両信用金庫は、岐阜県西部に本店を置く信用金庫として、地域の皆様からご愛顧をいただき、地域に密着した営業展開に努めております。

地域経済を取り巻く環境は、高齢化や人口減少の進展等大きな変化が予想されます。こうしたなか、金融機関は、地域の創業支援や中小企業金融の円滑化を推し進めていくとともに、お客様の多様化するニーズに応え、ご満足できる金融サービスを提供してゆくことが不可欠であると考えております。

これらの状況を踏まえ、両信用金庫は、金融環境の将来を見据え、さらに地域に必要とされる金融機関となるために、同じ経営理念・目的を持った隣接する信用金庫同士が手を携え、合併による統合の相乗効果の発揮により経営基盤を強化することができるという共通認識を持ち、合併の合意に至りました。

今回の合併の目指すものは、次のとおりと考えております。

- (1) 本合併を機に、両信用金庫の店舗網を効率的に活用し、また人材の有効活用、事務コストを中心とした効率化等により経営体質の強化を図り、お客様・お取引先へ最適かつ喜ばれる金融サービスを提供する信用金庫を目指します。
- (2) 本合併によるスケールメリットを活かし収益体質を強化することにより、地元中小企業への円滑な資金供給を図り、地域社会の発展・中小企業の育成に今まで以上の貢献に努めます。
- (3) 合併の効果が発揮できるよう、お互いが尊重の精神を持ち、協力し合える環境をつくることで、金庫職員のモチベーションを高め、一体感を持って飛躍する信用金庫を目指します。

以上のように、合併後発足する信用金庫といたしましては、更なる経営体質の強化を図り、地域金融機関として確固たる経営基盤を構築し、お客様の利便性向上と地域社会の発展に貢献していく所存であります。

今後は、順次所定の合併手続きを進めてまいりますとともに、お客様をはじめとして各方面からのご協力をいただき、一日も早く今回の合併の効果が発揮されるよう、役職員一丸となって努力する所存でございますので、格別のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年1月9日

大垣信用金庫 理事長 栗田順公

西濃信用金庫 理事長 大庭忠明

合併の基本事項

1. 合併期日 平成28年1月を目処とする。
2. 合併の方法 対等合併とし、合併手続上は大垣信用金庫を存続金庫とする。
3. 名 称 金庫の名称は、大垣西濃信用金庫とする。
4. 合併後の本店・本部 本店：現大垣信用金庫の本店とする。
本部：現大垣信用金庫の本部及び現西濃信用金庫の本部の二か所とする。
5. 合併後の役員 理事長は、栗田順公（現大垣信用金庫 理事長）とする。その他の役員については、別途協議する。
6. その他合併の主要事項
 - (1) 合併金庫の出資 合併比率は対等とし、出資1口の金額は50円とする。
 - (2) 合併の効力 総代会決議および東海財務局長の認可を条件とする。
 - (3) 合併準備委員会 合併に関する細目を協議するため、合併準備委員会を設ける。